

丸亀市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき丸亀市長等が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成26年6月4日

丸亀市監査委員 三谷英昭
同 松浦正武

- 1 措置を講じた部局
丸亀市長
丸亀市教育委員会
- 2 監査実施日及び監査の種類
平成25年8月20日から平成26年2月20日まで
定期監査
- 3 監査の結果に関する報告の提出日
平成26年3月19日
- 4 措置通知年月日
平成26年5月26日付け
- 5 指摘事項及び講じた措置の内容
別紙のとおり

平成 25 年度監査の結果に関する
報告に基づき丸亀市長等が講じ
た措置の通知内容

平成 26 年 6 月

丸 亀 市 監 査 委 員

目 次

指摘事項、意見及び講じた措置の通知内容について（監査結果の指摘事項及び意見順）

監査結果指摘事項

各課共通	企画財政部（政策課）	1
個 別	生活環境部（地域振興課、スポーツ推進課、クリーン課 市民課）	2
個 別	競艇事業部（経営課、営業課）	3
個 別	企画財政部（管財課、綾歌市民総合センター）	4
個 別	健康福祉部（子育て支援課、高齢者支援課）	5
個 別	教育委員会（学校教育課、図書館）	6
個 別	教育委員会（学校給食センター）	7
個 別	産業文化部（産業振興課、文化観光課）	7
個 別	産業文化部（農林水産課）	8
個 別	上下水道部（経営課、下水道課）	8
個 別	議会事務局、消防本部（総務課）	9
個 別	都市整備部（都市計画課）	9
個 別	都市整備部（住宅課）	10

監査結果意見

各課共通	企画財政部（政策課）	1 1
個 別	生活環境部（クリーン課、環境課）	1 1
個 別	総務部（秘書広報課）	1 2
個 別	健康福祉部（福祉課、高齢者支援課）	1 2
個 別	教育委員会（総務課、図書館）	1 3
個 別	産業文化部（文化観光課）	1 4
個 別	上下水道部（上水道課）	1 4
個 別	都市整備部（都市計画課）	1 4
個 別	都市整備部（建設課、住宅課）	1 5

平成25年度監査の結果に関する報告に対する講じた措置の内容について

1. 指摘事項

企画財政部 政策課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	各課 共通	契約書で、契約金額や品名、数量等を別紙明細書に記載しているものが多く見受けられたが、契約金額や品名、数量等は契約をする上での重要事項であるので契約書本文に記載すること。	丸亀市契約規則を確認のうえ庁内LANの様式集を参考に今一度契約書を再点検するとともに、今後契約にあたっては重要事項が本文への記載となることに留意して事務を行うよう庁内メールで周知する。
指摘	各課 共通	入札の際、委任状を提出しているにも係わらず入札書には代理人の記名押印の無いものがあった。また、代理人による入札で、代理人の氏名押印はあるが、入札書に入札参加資格者の氏名の記載が無く、代理人氏名の前に「代理人」と表記されていないものがあった。これらは無効な入札となるので、入札執行の際には、丸亀市契約規則及び入札心得に従って執行すること。	入札事務を行う職員に対し、丸亀市契約規則及び入札心得を十分確認のうえ適正な業務を行うよう庁内メールで周知する。
指摘	各課 共通	丸亀市契約規則第40条第1項及び第2項の規定により、市長から検査を命ぜられた職員が検査又は検収をすることとなり、同条第5項の規定により同職員が検査又は検収をしたときは、検査調書又は検収調書を作成し、市長に提出しなければならない。また、第44条第1項の規定では、契約代金は第40条の規定による検査調書若しくは検収調書に基づかなければ支払をしてはならないとある。しかしながら、検査調書や検収調書を作成していないものが多数見受けられた。契約事務については、丸亀市契約規則や財務会計事務等の手引きに従って執行すること。	検査調書、検収調書の作成を省略している契約については改めて調書を作成、添付させるとともに、今後契約にあたっては丸亀市契約規則及び財務会計事務等の手引きを十分確認のうえ適正な業務執行にあたるよう庁内メールで周知する。

生活環境部 地域振興課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	広島市民センターの平成25年3月分戸籍・住民票等手数料を平成25年4月1日に平成25年度分として調定しているが、会計年度独立の原則により平成24年度の歳入として調定すること。	広島市民センターの平成26年3月分の戸籍・住民票等手数料は、平成25年度分の歳入として調定しました。

生活環境部 スポーツ推進課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	学校体育施設開放運営管理委託事業は、委託書・受託書で契約しているが、市で定めのない様式を使用しているため、契約金額に応じて請書又は契約書で契約を締結すること。	平成26年度より、契約金額に応じて請書または契約書にて契約を締結する。

生活環境部 クリーン課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	監査資料で提出された、歳入予算執行状況表のし尿汲取手数料の収入未済額が、調定する前に入金されていたのでマイナス表示となっていたが、収入金額が確定した時点で調定処理をしておくこと。	今後、遅滞なく収入金額が確定した時点で調定処理を行い、ご指摘のようなことがないよう改善します。

生活環境部 市民課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	住居表示地区街区表示板実態調査業務委託を丸亀市シルバー人材センターに委託しているが、見積書には合計金額のみの記載で課長が決定印を押印している。金額が適正かどうかを判断するために見積書の積算根拠を添付させること。	見積金額の是非の判断資料として、必ず積算根拠の添付を求める。
指摘	個別	県内出張命令書で、本人確認印、入力確認印、審査印が押印されていなかったが、県内旅費を支給し忘れていた事例があったので、十分確認を行うよう留意すること。	点検・確認を十分行う。

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>ボートピア朝倉の非常通報装置保守点検業務委託契約で、受託者は財団法人日本防災通信協会とテルウェル西日本株式会社の2者となっているが、委託料はテルウェル西日本株式会社のみを支払われている。契約書第6条の委託料の支払で、「委託料は次の規定により支払うものとする。(1) 受託者は、委託業務について委託者の確認を受けたときは、委託者の指示する手続に従って支払を請求するものとする。(2) 支払は年4回に分割して支払う。」としか規定していないので、支払い先が明確となるよう条文を修正すること。</p>	<p>契約書第6条の(1)の条文を「委託料は、受託者のうちテルウェル西日本株式会社から委託者へ請求し、委託者はテルウェル西日本株式会社へ支払うものとする。」に修正した。</p>

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>広告ネオン塔管理業務委託契約書は第8条の次に第12条、第9条、第10条、第11条、第12条となっている。また、第7条と第8条はどちらも委託者の解除権及び損害賠償に関する同一条文であるので、内容をよく確認してから契約書を作成すること。</p>	<p>今後、契約書の内容について、条項ずれ、重複等十分確認を行い、契約書を作成します。</p>

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	丸亀市 I P 音声ネットワーク保守業務委託契約書第 18 条のかし担保で、「受託者は、第 8 条第 2 項の規定による引渡しの日から起算して 3 ヶ月以内に目的物にかしが発見された場合は、委託者の指定する期限までに修補するものとする。」という規定があるが、第 8 条第 2 項は確認又は検査の規定であるので内容をよく確認して契約書を作成すること。また、ネットワーク保守業務委託で引渡しするものが無いのであれば、「第 8 条第 2 項の規定による確認又は検査の日から起算して 3 ヶ月以内にかしが発見された場合は、委託者の指定する期限までに修補するものとする。」とするなど、業務内容に合った契約とすること。	平成 26 年度契約時、留意の上、対応した。

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	行政財産の目的外使用で自動販売機を設置させており、使用許可証では電気代を徴することになっているが調定されていないので、速やかに業者に請求をすること。また、使用許可証に売上金の 15% を加算することを規定しているが、本来丸亀市行政財産の使用料徴収条例では、使用料と電気代等の加算金を徴することとなっているので、別途協定書等で定めること。	自動販売機の電気代については、すでに対応済みです。また、売上げに対する加算金については、平成 26 年度より別途協定書で定めることとしました。

健康福祉部 子育て支援課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	トータルビル管理サービス契約書（平山保育所エレベーター保守管理委託契約書）第8条の再委託で、「受託者は、契約に基づく業務を第三者に委託することができるものとします。」と規定しているが、丸亀市公文例規程では再委託等を禁止し、「受託者は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による委託者の承諾を得たときは、この限りでない。」と規定している。委託業務を適切に履行する為にも公文例規程に沿った条文に見直すこと。	平成26年度のトータルビル管理サービス契約書（平山保育所エレベーター保守管理委託契約書）において、第8条の再委託に係る条文を丸亀市公文例規程に沿った条文に見直し、「受託者は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による委託者の承諾を得たときは、この限りでない。」といたしました。
指摘	個別	丸亀市地域子育て支援拠点事業「ひろば型」委託契約書第10条の委託料で、「委託者は丸亀市地域子育て支援拠点事業実施要綱第5条に定める委託料を受託者の請求に基づき、支払うものとする。」と規定しているが、同要綱には具体的な金額は提示されていない。委託金額が明確に示されていないので、契約書本文に記載すること。	丸亀市地域子育て支援拠点事業「ひろば型」委託契約書に、委託金額を明確に示すようにいたしました。

健康福祉部 高齢者支援課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	老人日常生活用具（電磁調理器、火災警報器）の給付事業で、丸亀市老人日常生活用具給付等事業実施要綱では、申請者が「日常生活用具給付等事業費用負担基準」の規定により負担する費用は、申請者が直接業者に支払うものとする規定しているが、請書では業者の負担金の受け取りについては明記されていないので、契約内容を見直すこと。	老人日常生活用具の業者選定は、3社に依頼書と見積仕様書を送り、見積書により最低価格業者を決定し、決定業者と請書を取り交わしている。丸亀市老人日常生活用具給付等事業実施要綱第5条に規定する負担金の支払いについては、請書への追加記載は難しいので、仕様書に「市から指示がある場合は、受託業者が申請者から市が明示する負担金を受け取ること。」の表示を追記した。
指摘	個別	丸亀市市民後見推進事業業務委託契約は平成25年4月1日付で締結されているが、支出負担行為書が作成されたのは丸亀市社会福祉協議会会長が変更になった7月1日以降となっている。支出負担行為として整理する時期は、委託契約締結のときであるので留意すること。	契約締結時に、支出負担行為作成についての確認を徹底します。

教育委員会 学校教育課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	教育用パソコン借上料（城坤小他11校）の契約で、平成25年度予算執行のものを平成25年3月26日に契約しているが、会計年度独立の原則により平成25年度予算の執行行為は平成25年4月1日以降でないと出来ないため、契約はそれ以降の日付で行うこと。	会計年度独立の原則とは、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって充てなければならないという原則（地方自治法第208条第2項）であるため、予算の執行行為は当該年度に行わなければならないため、契約については平成25年4月1日の契約日に訂正しました。
指摘	個別	高速イーサネット網サービスの提供に係る契約書第5条第2項で、「本適用期間満了の30日以前に委託者又は受託者から解約の通知をしないときは、満期の翌日から起算して1ヶ年なおその効力を有する。以後における満期のときにおいてもまた同様とする。」といういわゆる自動更新条項が規定されているが、契約期間満了後は新たな契約を締結すること。さらに、この契約は複数年契約であるが、長期継続契約の様式になっていないので修正すること。	契約期間満了後については自動継続することなく、新たな契約を締結します。また、5年契約であったのに長期継続契約の様式になっていなかったため、正しい様式になるよう特約事項を追加し、変更契約を締結しました。
指摘	個別	学力向上モデル校事業「幼・小連携実践研究」委託は、丸亀市が香川県から委託を受けて行う事業であるが、実際は西幼稚園が実施している。西幼稚園は市の組織の一部であるため、その支出は委託料として西幼稚園に支払うのではなく、学校教育課においてその支出科目に応じて支出すること。	学力向上モデル校事業「幼・小連携実践研究」については、平成25年度で事業が終了しましたが、今後、市が県から委託を受け、実際には市の組織の一部が実施する場合においては、委託料として支払うのではなく、学校教育課からのそれぞれの科目に応じた支払いといたします。

教育委員会 図書館

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	備品現地監査で指摘した、丸いす、傘スタンド、パソコンディスプレイ等は、廃棄の手続きをすること。また、スライド映写機は美術館で使用しているのであれば、所管換の手続きをすること。さらに、スモーキングスタンド等で備品シールは貼付しているが、備品登録番号が判読できないものもあるので、シールを再発行し、適正に管理すること。	指摘された、丸いす、傘スタンド、パソコンディスプレイ等は廃棄の手続きをしました。また、スライド映写機については故障で使用できないため、廃棄の手続きをします。さらに、備品シールで、備品番号が判読できないものは新たなシールを貼付しました。

教育委員会 学校給食センター

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>ボイラー保守点検及びボイラー・第一種圧力容器性能検査受験整備業務委託契約書（中央）は、本文に下線を引いたまま契約を締結しており、第13条と第14条の内容が重複していたので修正すること。また、入札において1回目の入札では落札者が無く、2回目を実施し落札者を決定しているが、その際に数者が辞退し2回目の入札は1者のみだったので、2回目の入札を辞退する時も入札心得に従って、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に提出させること。さらに、「その他の見積り条項を承知の上、下記のとおり入札します。」と記載している誤りが見られたので、市が示している入札書の様式を使用すること。</p>	<p>ボイラー保守点検及びボイラー・第一種圧力容器性能検査受験整備業務委託契約書（中央）の本文に下線を引いていた箇所については、訂正し、第13条と第14条の内容が重複していた箇所は、修正いたしました。</p> <p>また、今後入札においては、市が示している入札書の様式を使用し、丸亀市入札心得に沿って、適切に入札を執行いたします。</p>

産業文化部 産業振興課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>桃喰うまつり仮設テント等設営撤去業務委託契約では、机、イス等の増加に伴い契約金額の変更契約を締結しているが、仕様書の中にも机、イス等の数量が謳われているので変更契約に合わせて仕様書も変更すること。</p>	<p>指摘事項のとおり、今後、変更契約に合わせて、仕様書も変更するよう事務を行ってまいりたい。</p>

産業文化部 文化観光課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>京極町物産展は、当初申請の内容と実績報告の内容が異なっているので、補助内容を変更するのなら、再度申請書を提出してもらい変更後の内容を確認して承認すること。</p>	<p>指摘事項どおり変更を行い、事務処理を行った。</p>

産業文化部 農林水産課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	かんがい用排水路土砂運搬業務の単価契約で、運搬単価には消費税が含まれているが同契約書第7条第2号で、「受託者が請求する額は、運搬土量に第2条に規定する単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額とする。」と規定しており、消費税を二重に支払うこととなっているので、この条項は修正すること。	かんがい用排水路土砂運搬業務の単価契約書においては、第7条第2号で、単価に運搬土量を乗じた金額に消費税を加えた金額で請求となっているので、第2条においては消費税を抜いた表記とするよう訂正いたします。
指摘	個別	丸亀地区水産振興対策協議会に対する海面清掃事業補助金で、当初決定していた384,000円と最終的な交付額384,500円が異なっているので、交付金額の変更は補助事業等変更申請を受けて行うこと。	丸亀地区水産振興対策協議会に対する海面清掃事業補助金について、今後、交付金額の変更がある場合は補助事業等変更申請を受けて交付いたします。

上下水道部 経営課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	水道料金徴収等業務委託契約書第17条のかし担保で、「受託者は、第8条第3項の規定による引渡しの日から起算して1年（故意又は重大なる過失により生じた場合は10年とする。）以内に目的物にかしが発見された場合は、委託者の指定する期限までに修補するものとする。」と規定しているが、本契約書に第8条第3項は存在しないので、かし担保条項は不要であれば削除すること。	該当条項について、契約書のデータから削除し、不要である旨を同データ上に赤字で記載しました。 今後とも、財務課と協議をするなど適正な契約事務の執行につとめます。

上下水道部 下水道課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	丸亀市浄化槽設置整備事業補助金で、申請者が申請期間中に住所変更しているが、旧住所で交付決定通知書を作成し、その後の報告書や請求書も旧住所で提出されていたので、住所変更した場合は、新住所で提出させること。	申請者が申請期間中に住所変更した場合は、浄化槽設置整備事業変更等承認申請書を提出させ、その後の報告書や請求書等は、新住所で提出させることといたします。

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>会議録検索システム使用契約並びに会議録反訳業務及び会議録検索システムのデータ整理業務の単価契約書第8条第1号のシステム使用料の月額単価は、消費税等は含まないとあり、消費税を加算する内容が謳われていないが実際には支出されていたので、消費税を加算する旨を記載すること。同様に、丸亀市議会本会議テレビ放映及び録画業務委託で、契約金額及び第9条第1項の契約金の支払金額にも消費税を加算する内容が謳われていないが支出されていたので修正すること。</p>	<p>会議録検索システム使用契約並びに会議録反訳業務及び会議録検索システムのデータ整理業務委託契約においては、支払い金額は契約金額に消費税を加算する旨を追加記載しました。市議会本会議テレビ放映及び録画業務委託契約においては、平成26年度契約の際に、項を追加し契約します。</p>

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>小型動力ポンプ積載車（軽自動車）1台の購入契約書で、保証人を立てていないのに第11条で保証人の保証責任の条項を記載していたので、内容をよく確認してから契約書を作成すること。同様に署活系無線機（携帯型68台、可搬型3台）の購入の契約書も第11条の保証人の保証責任の条項を削除すること。</p>	<p>起案及び契約に際しては、契約条項の全てについて、そのつど確認することを徹底し、今回のような事案が発生しないよう努めます。</p>

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	<p>丸亀市民間住宅耐震対策支援事業費補助金で補助金の交付決定をしているが、支出負担行為をしていないものがあつたので、交付決定後速やかに支出負担行為書を作成すること。もし、同年度中に支出が出来ないのなら、同年度の支出負担行為を年度末に取り消し、次年度に改めて支出負担行為書を作成し決裁を得ること。</p>	<p>交付決定後、速やかに支出負担行為書の作成を行います。 また、補助申請者に確認を行い同年度中の支出が出来ない場合は、指摘事項のとおり対応いたします。なお、平成25年度分については、全て同年度内での支出を行いました。</p>

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
指摘	個別	今津団地の修繕で、空家修繕724,500円と設備他修繕504,000円の2件に分けて同一業者から同一日に見積書を徴し、それぞれ1者随意契約しているが、空家の修繕であり緊急性にも乏しいので、1件にまとめて数者から見積りを徴して業者決定をすること。	平成26年度契約時、留意の上、対応する。

2. 意見

企画財政部 政策課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	各課 共通	各課での補助金についての支出が継続的・慣例的に行われており、団体等から提出された収支報告書等に誤りがある場合でも発見できていない事例が見受けられた。申請書・報告書等を十分精査し、目的に合った支出か、金額は適正かなどの確認を十分に行い、関係団体に指導していただきたい。	関係団体の窓口となる各担当課に対し、補助金が本来の目的に沿って適正かつ有効に使用されるよう、事業内容の確認を十分行うとともに、提出書類の精査等を通じて関係団体に必要な指導を行うよう、庁内に周知徹底する。
意見	各課 共通	入学金貸付金預託金他の預託金で、貸付等の利用が低調であるので必要が無いのであれば預託金を減額するか、貸し出しやすいように貸し付け条件の変更をするか検討していただきたい。	制度の利用促進が図れるよう関係各課を交え、庁内での検討を行っていく。

生活環境部 クリーン課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	丸亀市資源リサイクル事業推進協議会への補助金は、前年度に市の歳入としたものを団体に支出するものなので、年度が変わって出来るだけ早い時期に総会を開催し、支出できるよう検討していただきたい。	年度が変わって出来るだけ早い時期に総会を開催し、支出できるよう改善します。

生活環境部 環境課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	市営墓地を管理するにあたり、年々墓地の継承についての困難事例や無縁墓地の増加傾向にある昨今の事情に鑑み、永代供養のできる合葬式墓地等についても今後検討していただきたい。	高齢者の単独世帯が増加していることに伴い、墓地の承継者がなく無縁墳墓となるケースが増加傾向にあることから、今後は、永代供養のできる合葬式墓地等についても調査・研究してまいります。

総務部 秘書広報課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	国際交流コンサルティング及び翻訳業務委託契約は、交流事業がなくても年間30万円の業務委託料を支払っているが、契約方法としては年間の顧問料を支払い、交流事業があった時は業務委託料を別途支払う方法も考えられるので検討していただきたい。	ご意見の対象となった業務委託契約についてですが、当該年度の両市間の交流事業の実施の如何にかかわらず、契約の相手方には翌年度の交流に係る調整や中国からの文書翻訳業務、また中国の社会情勢についての情報提供を受けております。 したがって、対応する業務に対する都度の支払いは、かえって高額になる場合が予測され、これまで年間30万円で委託契約を継続してきたところで しかしながら、今後は他の自治体の状況も参考にしながら、ご意見にある契約方法等も含めて適正妥当な契約方法を慎重に検討したいと思っております。

健康福祉部 福祉課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	丸亀市障害者虐待防止センター運營業務委託は年間600万円の定額で契約を締結しているが、体制を整える為の基本料金の上に、相談件数に応じて金額を定めて支払う方法も考えられるので、契約内容について検討していただきたい。	社会福祉法人 香川県社会福祉事業団と協議の上、虐待防止センターの体制に必要な人件費や通信運搬費、光熱水費などについて見直しを行った。また、委託料は前金払（分割払）とするが、実績報告における収支決算書により委託料の額を確定し超過分については市に返還する。なお、相談件数に応じての支払については、導入を見送った。

健康福祉部 高齢者支援課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	緊急通報システム事業委託に伴う緊急通報装置機器の物品単価売買契約で、購入物品の管理を業者に任せているが、購入数量等を定期的に確認するなど、物品の管理方法を改善していただきたい。	これまで、購入機器、再利用機器の台数管理は委託業者に依頼しており、毎月丸亀市保管機器一覧により保管台数の報告を受けていた。しかし、保管台数の確認を厳密に行うため、年度ごとに委託業者へ出向き、保管台数の確認等を行うこととした。

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	放課後留守家庭児童会事業委託契約の第7条の委託料の返還で「受託者は、残余が生じたときは、翌年度5月中に委託料を返還するものとする。」と規定しているが、出納閉鎖もあるので5月20日頃までに返還するよう契約内容を見直していただきたい。	放課後留守家庭児童会事業委託契約の委託料の返還については、5月20日までに委託料を返還するように、平成26年度より契約内容を見直した。

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	定住自立圏の形成に係る図書の配送業務委託の負担金は、各市町で均等に按分する考え方もあるが、本来、利用されている多額の本の購入費は丸亀市が負担しているので、各市町の利用者数に応じて負担する方法等についても検討していただきたい。	図書館の配送業務に係る経費負担については、公共図書館間で実施している相互貸借サービス、図書館間での相互貸借に係る協定「四国地区図書館資料の相互貸借要領」、及び「香川県図書館協会資料の相互貸借要領」の規定に則し、資料の発送館が経費負担するという考え方を基本としております。今回、定住自立圏の形成に係る図書の配送業務を実施するにあたり、今までの相互貸借の分も含めて行うこととし、それらの実績や、図書配送冊数の実績を考慮し、平成25年度は丸亀市50%、善通寺市12.5%、琴平町12.5%、多度津町12.5%、まんのう町12.5%としました。今後については、各市町の利用者数に応じて負担する方法、また各図書館の蔵書数、利用冊数等、規模に応じて按分する方法など、これまで図書館が実施してきている市外在住者への図書の貸出しや、また近隣図書館との相互貸借サービスなどといった市外図書館、市外在住利用者へのサービスの方法との整合性を十分に考慮し決定いたしたいが、平成26年度については予算措置も決定しているところでもあり困難であると思われれます。

産業文化部 文化観光課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	本島パークセンター管理運営委託のうち観光案内業務について、本島漁業協同組合が地域と連携して行っているのなら現在の契約で良いが、実質他の団体が行っているのであれば、実態に合うように契約内容を見直していただきたい。	現在の契約のとおり業務は遂行されており、意見について問題はないと考えている。また、地域と連携して行い使用されている部分についても、目的外使用の申請も提出されていることから問題はないと考えている。
意見	個別	四国旅客鉄道株式会社から観光案内所施設として駅構内を借りているが、長年賃借料の改定が行われていない。固定資産税の評価額も下がっていると思われるので、他の価格と比べて適切かどうか十分検討して、適切な賃借料にしてもらうように交渉していただきたい。	固定資産税の評価額や他の価格等を検討し、善処いたしたい。

上下水道部 上水道課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	薬品購入の単価契約書で、入札に参加している業者が保証人となっているが、本来は入札に参加していない業者から保証人を立てるべきであるので、入札に参加していない県外業者等を保証人にするか、契約保証金を徴するかなど検討していただきたい。	今後、入札に参加していない業者を保証人とするよう検討いたします。

都市整備部 都市計画課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	東汐入川緑道公園ほか除草及び草花植付業務委託契約は、4月1日に施行決定決裁を起案して、同日で決裁を得て、同日で見積を徴し、同日で契約しているが、契約の準備行為は3月議会で予算が成立したら次年度の準備行為は出来るので、4月1日から業務を実施するのであれば、早めに準備をして4月1日に契約を締結していただきたい。	平成26年度契約については、3月議会の予算成立後に準備行為を進めており、4月1日に見積書提出を受け、4月1日に契約を締結いたしました。

都市整備部 建設課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	防犯灯のLED化を進めているが、設置単価を決定するに当たり1工区から5工区に分けて入札を行っており、同じ業者が入札に参加しているがそれぞれ単価が違うので、統一した単価でどの業者でも参加できるように出来ないか検討していただきたい。また建設課と飯山市民総合センター、綾歌市民総合センターでLED化の考え方が違うので庁内で考え方を統一していただきたい。	防犯灯のLED化事業において、単価の統一が出来ないかとのことですが、入札を行い決定している単価には、各入札参加業者の事務所から各工区までの運搬経費等が含まれ、その距離の差などから、単価に差異が生じるのはやむを得ないと判断します。 また、建設課、飯山市民総合センター、及び綾歌市民総合センターのLED化事業の考え方に関しては、丸亀市全域で実施している施策であることより、平成27年度以降、施工時期や単価決定方法について、統一を図ってまいります。
意見	個別	飯山中学校グラウンド横排水処理測量設計業務委託は、同一業者で2件に分けて発注しており、委託期間は平成25年6月3日から平成25年7月29日からとなっている。今後は年度当初から計画を立てて1本で契約していただきたい。	同一箇所の同一時期の業務委託発注については、計画を立てて1本で契約したい。

都市整備部 住宅課

区分		監査の結果	講じた措置及び対応状況
意見	個別	公営住宅使用料は10年以上経過している債権もあるので、債務者や保証人を調査し、行方不明や相続人がいないなど、回収の目途が立たないものについては放置することなく、適正な債権処分を検討し対処していただきたい。	今後とも適正な措置を検討の上、対処したい。